

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず別紙のフローをご確認ください。

1. 変更後内容

①支給対象年齢拡大

0歳から高校生年代（18歳年度末まで）の児童が支給対象となります。

②所得制限の撤廃

受給者の所得に関係なく、支給対象児童を養育している方のうち所得の高い方が児童手当の受給者となります。

③多子加算の拡充・算定児童の年齢拡充

受給者が大学生年代（22歳年度末まで）の者を養育しており、大学生年代の者を含めて3人以上の児童を養育している場合、0歳から高校生年代までの児童について、**第3子以降児童1人あたり支給額が3万円**に増額します。

例) ☆令和6年10月まで

児童年齢	算定	支給額 (円)
21歳	多子加算対象外	
17歳	第1子	
14歳	第2子	10,000

☆令和6年10月以降

児童年齢	算定	支給額 (円)
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000
14歳	第3子	30,000

※大学生年代については、受給者に経済的負担がある場合のみ対象です。

④支給月が2か月に1回

令和6年12月から**偶数月（2、4、6、8、10、12月）**となります。

2. 支給額

児童年齢	支給金額（1人あたりの金額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

3. 申請期限

令和6年9月30日（月）まで

※申請猶予期間：令和7年3月31日

猶予期間を過ぎると、令和6年度分の支給ができなくなりますのでご注意ください。